

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	24 三重県
--------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部男女共同参画・NPO課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 6 人、兼任 1 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	三重県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和 52 年 10 月 1 日 根拠: 三重県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	三重県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 13 年 2 月 5 日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第2次三重県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成 29 年 3 月 日		— 未定の場合は〇をつけてください。
女性活躍推進法の推進計画と一体である	<input type="radio"/>	※いずれか1つに〇をつけてください。	
女性活動推進法の推進計画と別に作成	<input type="radio"/>		

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	三重県男女共同参画推進条例		
	公 布 日	平成 12 年 10 月 13 日		
	施 行 日	平成 13 年 1 月 1 日		
	改 正 日	平成 13 年 3 月 27 日		
	改 正 内 容	及び平成17年10月21日改正 平成13年3月27日は「三重県行政に係る基本的な計画」について議会在議決すべきことを定める条例」の可決・成立に伴う第8条第4項の改正。		
改正が予定されている場合、改正予定時期:		平成 年 月		
無の場合 ※どちらかに〇をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)			
	特に検討していない			

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

		〇1:平成28年4月1日	2:平成28年5月1日	3:その他:平成 年 月 日
目 標 値	平成 32 年度まで	66.7 %	平成 32 年度まで	40.0 %
根 拠	男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱 平成28年4月1日 (注)上記の目標値66.7%は男女のいずれか一方の数が委員総数の10分の4未満とならない附属機関の数が全附属機関等に占める割合を指す。⇒「40~60%の審議会割合66.7%」ということ。目標値40.0%は全附属機関等における女性委員の割合。			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令又は条例により執行機関の附属機関として設置したもの(66.7%の目標値は3人以下で構成される附属機関を除く)			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(97)うち女性委員を含む審議会等数(95)	
			延総委員等数(1,261)延女性委員等数(403)	女性比率(32.0)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(100)うち女性委員を含む審議会等数(96)	
			延総委員等数(1,270)延女性委員等数(404)	女性比率(31.8)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(35)	
			延総委員等数(767)延女性委員等数(231)	女性比率(30.1)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)	
			延総委員等数(68)延女性委員等数(15)	女性比率(22.1)
目標値以外の目標設定	女性委員のいない附属機関については、早急にその解消を図るものとする。			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="radio"/> (公表・非公表 <input type="radio"/>) ・無 <input type="radio"/> 作成予定有		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	505 人 (平成 28 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・無 <input type="radio"/> 委員の公募 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・無 <input type="radio"/> そ の 他 (男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱に基づく事前協議の実施)		

注(*) 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会等のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

(1)-1管理職の在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

				1:平成28年4月1日	その他:平成 年 月 日								
	管理職総数(※)	うち女性管理職数(人) (A)=(C+E+G)	女性比率(%) (B)=(D+F+H) (B/A)	女性管理職の内訳									
				部局長相当職		次長相当職		課長相当職					
				(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率	
本庁	計	381	27	7.1	22	2	9.1	57	3	5.3	302	22	7.3
	うち一般行政職	308	27	8.8	22	2	9.1	56	3	5.4	230	22	9.6
支庁・地方事務所等	計	493	46	9.3	4	1	25.0	60	0	0.0	429	45	10.5
	うち一般行政職	387	27	7.0	3	1	33.3	52	0	0.0	332	26	7.8
全体	計	874	73	8.4	26	3	11.5	117	3	2.6	731	67	9.2
	うち一般行政職	695	54	7.8	25	3	12.0	108	3	2.8	562	48	8.5
再掲	警察関係	127	1	0.8	0	0	0.0	0	0	0.0	127	1	0.8
	教育委員会	107	18	16.8	1	0	0.0	6	0	0.0	100	18	18.0

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

1:平成28年4月1日 その他:平成 年 月 日

		課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	1,048	156	14.9	803	140	17.4
	うち一般行政職	920	154	16.7	497	124	24.9
支庁・地方事務所等	計	1,218	205	16.8	1,149	268	23.3
	うち一般行政職	917	137	14.9	583	184	31.6
全体	計	2,266	361	15.9	1,952	408	20.9
	うち一般行政職	1,837	291	15.8	1,080	308	28.5
再掲	警察関係	296	18	6.1	799	77	9.6
	教育委員会	212	64	30.2	1,255	42	3.3

(1)-3新規昇任者数

平成27年4月1日～28年3月31日

		課長相当職			課長補佐相当			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	51	4	7.8	116	30	25.9	96	13	13.5
	うち一般行政職	41	4	9.8	90	27	30.0	45	8	17.8
支庁・地方事務所等	計	64	11	17.2	78	26	33.3	82	35	42.7
	うち一般行政職	51	4	7.8	56	19	33.9	51	26	51.0
全体	計	115	15	13.0	194	56	28.9	178	48	27.0
	うち一般行政職	92	8	8.7	146	46	31.5	96	34	35.4
再掲	警察関係	15	1	6.7	31	2	6.5	76	10	13.2
	教育委員会	12	3	25.0	21	13	61.9	10	6	60.0

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。(知事部局)(警察職員)

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他(具体的にご記入ください)
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級	○					○	○				職員の意欲・能力やこれまでの経験・知識等をふまえ、総合的に判断
補佐級	○					○	○				職員の意欲・能力やこれまでの経験・知識等をふまえ、総合的に判断
係長級	○					○	○				職員の意欲・能力やこれまでの経験・知識等をふまえ、総合的に判断

(1)-4昇任等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。(警察関係)

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他(具体的にご記入ください)
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級	○		○				○			○	
補佐級	○		○				○		○	○	
係長級	○		○				○		○	○	

(1)-4昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。(警察関係)

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他(具体的にご記入ください)
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級											職、在階級年数
補佐級											職、在階級年数、年齢
係長級											在階級年数、採用区分

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成27年4月1日～28年3月31日

(警察関係)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	926	70	7.6
昇格試験	0	0	

(2)女性公務員の採用状況

平成27年4月1日～28年3月31日

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	259	81	31.3
うち 上級	192	62	32.3
うち一般行政職	92	31	33.7
うち 上級	84	30	35.7
うち警察関係	125	24	19.2
うち 上級	80	15	18.8

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置 ※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	三重県男女共同参画センター	愛称・通称	フレンテみえ
設置年月日	平成 6 年 10 月 7 日	施設形態	単独施設 <input type="radio"/> 複合施設 <input type="radio"/>
所在地等	郵便番号：514-0061 住 所：三重県津市一身田上津部田1234 電話番号：059-223-1130 FAX番号：059-233-1135 ホームページ：http://www.center-mie.or.jp/frente/		
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名：) <input type="radio"/> 指定管理者(名称：公益財団法人三重県文化振興事業団) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) <input type="radio"/> 指定管理者(名称：公益財団法人三重県文化振興事業団) その他()		
職 員 数	常勤 10 人、非常勤 1 人	予算額	平成28年度 12,000 千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項： 情報誌「frente」年4回発行、男女共同参画フォーラム、講演会) ○ 2. 講座(主な事項： 自己尊重・主張トレーニング、男性講座、エンパワーメント講座、女性に対する暴力防止セミナー等) ○ 3. 相談事業(主な事項： 女性のための電話相談・面接相談・法律相談、男性のための電話相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 情報コーナーの運営(図書・資料貸出)、HP運営(Web上の男女共同参画ゼミ)) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 フレンテまつり(フレンテみえの登録団体および県内のママ団体が共同実施)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 企業登録制度(情報提供)の実施、講座等の連携開催、広報協力等) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画に関する調査研究(平成28年度から2年間でLGBTIに関する調査を実施予定)) ○ 10. その他(主な事項： 登録団体制度の運営(男女共同参画に賛同する団体の活動支援))		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人三重県文化振興事業団	基金・基本財産額	2,000,000 千円
設置年月日	平成 4 年 3 月 25 日	出資者	三重県

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携/民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	名称等:	加盟団体数	
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		会 員 数	
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

○ 1. 担当者連絡会議の開催	}
○ 2. 市町村職員研修会の開催	
○ 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 (名 利 :) 交付先 :	
7. その他 (内容:)	

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	27年度予算 (千円)	28年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	116,073	119,726	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0163 %	0.0163 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○をつけてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○	
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			○	
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				○

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

実施の有無	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
3 役員に占める女性割合に関する項目		
4 管理職に占める女性割合に関する項目		
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
6 その他「登用促進等」に関する項目		
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9 短時間正社員制度の導入	○	○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1,2を除く)	○	○
12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称
2 現在はないが、今後検討する		その他の場合、その具体的名称

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名称 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査、統計で見る三重の男女共同参画データブック
公表周期	年 ○ 不定期	
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) ○ 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) ○ 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他	

18 平成28年度実施予定事業 ※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画週間啓発事業 ・ 女性に対する暴力防止総合推進事業 ・ マタハラ・パタハラ防止啓発事業 ・ 未来へつなぐグッドワーク・グッドライフ創造事業	県庁ロビーにおけるパネル展示、パンフレット等配架等 DVの防止に向けた相談カードの配付、DV防止街頭啓発の実施 マタハラ・パタハラ防止啓発冊子の作成 「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマにした国際フォーラムの開催	400名程度	6月 11月 12月 9月
2. 講座 ・ 働き女子のモチベーション向上支援事業 ・ みえの輝く女子プロジェクト事業	働く女性を対象にしたキャリア継続に対するモチベーション向上等の支援 「イクボス」の必要性や定義の理解を促すセミナーの開催		2月頃まで 11～2月頃
3. 相談事業 ・ ・			
4. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画の状況に関する情報提供 ・ ・	県内市町における審議会等への女性委員の割合などの状況を提供		1月頃
5. 苦情処理 ・ ・			
6. 交流促進 ・ ・			
7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性の大活躍推進三重県会議 ・ 女性が活躍できる職場づくり推進支援事業	県内の企業等における女性活躍推進の機運を醸成する取組を実施 県内中小企業等に対し女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定等の支援を行う。		通年 2月頃まで
8. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・			
9. 調査研究 ・ 県民意識の調査 ・ 「三重県女性活躍推進計画(仮称)」策定に向けた基礎調査 ・ ・	e-モニター調査の実施による男女共同参画に関する意識の把握 計画策定に係る基礎資料の収集、視点の整理等	1,452人	2月頃 10月頃
10. その他 ・ 男女共同参画センター事業(指定管理事業)	情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流の各種事業実施		通年

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

		1:平成28年4月1日	その他:平成 年 月 日
議 会 名	三重県議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休や欠席の事由として出産の文言が明示されたもの)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。 2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。 3.その他	1	
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定がありますか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※(内)は例示であり、これ以外の事由でも仕事と生活の両立の観点から明示した規定があれば1. を選択してください。 ※出産に伴う欠席と同じ条文で明記している場合には、本問の回答にも、「規定がある」と回答してください。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他	3	
問4. 問3で1を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または添付)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名			
該当部分の条文(本文)を記入又は以下に添付してください。			

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成28年4月1日現在 平成28年5月1日現在 その他：平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 <input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 任期:平成 27 年 4 月 21 日 ~ 平成 31 年 4 月 20 日
副知事	2 人 (女性 人、男性 2 人)

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成28年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、28年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。
新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1 都道府県防災会議(会長を含む)	55	6	10.9	
都道府県防災会議(委員のみ)	54	6	11.1	
内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16		0.0	
2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1		0.0	
3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1		0.0	
4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1		0.0	
5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5		0.0	
6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村民長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4		0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	21	3	14.3	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	3	60.0	
2 国土利用計画地方審議会	12	5	41.7	
3 土地利用審査会	7	3	42.9	
4 都道府県交通安全対策会議	21	3	14.3	
5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	16	7	43.8	
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	17	56.7	
7 精神医療審査会	18	4	22.2	
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会				
9 都道府県医療審査会	13	3	23.1	
10 准看護師試験委員	15	9	60.0	
× 11 麻薬中毒審査会				
12 地方社会福祉審議会	20	5	25.0	
13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	9	45.0	
14 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
15 都道府県農業共済保険審査会	10	2	20.0	
16 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
17 都道府県建設工事紛争審査会	13	4	30.8	
18 建築審査会	5	2	40.0	
19 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
20 都道府県都市計画審議会	24	6	25.0	
21 開発審査会	7	3	42.9	
22 私立学校審議会	12	6	50.0	
23 石油コンビナート等防災本部	25	0	0.0	
× 24 公害健康被害認定審査会				
25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	19	2	10.5	
× 26 都道府県児童福祉審議会				
27 地方港湾審議会	15	3	20.0	
× 28 土地区画整理審議会				
29 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
30 介護保険審査会	18	11	61.1	
31 道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0	
32 感染症の診査に関する協議会	44	15	34.1	
33 警察署協議会	158	61	38.6	
34 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
36 国民保護協議会	51	6	11.8	
37 地方独立行政法人評価委員会	10	4	40.0	
× 38 市街地再開発審査会				
× 39 都道府県職員委員会				
× 40 自然再生協議会				
41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
42 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
43 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	24	1	4.2	
45 指定難病審査会	16	0	0.0	
× 46 小児慢性特定疾病審査会				
合 計	767	231	30.1	
女性委員〇の審議会数	2			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	1	20.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	9	3	33.3	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
	合 計	68	15	22.1	
	女性委員0の委員会数	1			